

キャスクスピードトレーニングスクール規約 2025年度

Rules-CASQ040125

01.名称

本スクールは、キャスクスピードトレーニングスクールという。

02.所在地（事務局）

本スクールの事務局は、埼玉県さいたま市緑区大門110-1-208 特定非営利活動法人スポーツエクスパンド内に置く。

03.趣旨

本スクールは、指導員を通じて基礎体力とコーディネーション能力を養成し、スポーツに必要なスピード・敏捷性・素早さを向上させることを趣旨・目的とする。

04.入会資格

本スクールの入会資格は、本スクールの趣旨・目的に賛同した者で、本スクールの規約を承認し、当スクールが定める必要な費用を納入している者に与えられる。

05.指導日時

会員は、各校・各クラスに定められた曜日・時間に指導を受けることができる。

06.休業日

本スクール指定の休業日(指定休日)、その他止むを得ない事由が発生した場合に限り休業することがある。

07.指導内容

本スクールは、各学年クラスに応じた指導要項及び細目を設置しそれに基づき指導する。

08.入会と費用

入会を希望するものは体験後、速やかに入会登録料として、入会金・年会費・月会費・スポーツ傷害保険・システム手数料の合計金額を、本スクールが利用するアプリ(Sgrum)で決済する。決済確認後、正式入会者として認められる。以降、月会費の支払いは、Sgrum アプリ内にて自動クレジット決済もしくはコンビニ決済とする。

09.入会登録料(入会金・年会費・システム手数料)

入会手続き時に初年度の必要費用として指定された金額を支払しなければならない。

10.月会費

月会費は Sgrum アプリ内にて自動クレジット決済またはコンビニ決済とする。

11.スポーツ傷害保険

本スクールのスポーツ傷害保険に加入する。その費用は会員が支払うものとする。保険適用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。年度途中の入会でも保険料は発生し、毎年1回支払うこととする。

12.退会

退会を希望する者は、**退会を希望する月の15日までに**本スクールに Sgrum アプリ内から連絡しなければならない。万が一、退会の申し出が15日を過ぎた場合は、翌月の月会費が自動で決済される。退会後の振替は、会員の資格を失っているため認められない。

13.休会

休会を希望する者は、**休会を希望する月の前月15日までに**本スクールに Sgrum アプリ内から連絡しなければならない。万が一、休会の申し出が15日を過ぎた場合は、休会は認められない。休会は原則として2ヵ月までとする。但し、休会における手数料が発生し、1ヵ月の休会に対して、**月会費の50%が手数料**が発生する。

14.振替

天候によりクラスが延期になることがある。延期による振替開催は所属校のスケジュールによる。会員の都合による欠席は、他曜日・他会場で振替参加を可能とする。振替参加が困難な場合(自己理由)、所属校の前後のクラスにおいて振替可能とする。但し、担当コーチの判断による。振替参加を希望の場合は Sgrum アプリ内から連絡しなければならない。(振替消化は年度内まで有効とする)尚、退会後の振替は、会員の資格を失っているため認められない。所属する会場の月会費額よりも高い月会費額の会場へ、自己の理由による3回連続以上の振替については次月、振替先の月会費額を請求とする。

15.会費等の不返還

一旦納入した入会登録料及び会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

16.会費等の滞納

正当な理由なく会費等の納入を怠ったときは、指導を停止され、会員としての資格を失う。

17.傷害事故の責任

会員が指導中に身体上の傷害を受けたときは、その会員が現場指導者の指示に従っていたと認められる場合に限り本スクールは、本スクール加入のスポーツ傷害保険の範囲内において損害賠償の責に任ずる。

18.処分

本規約及び本スクールが定める施設利用上の細則に違反する行為等、本会員としてふさわしくないと認められた者に対しては、本スクール指導者の意見を聞いた上、除名等の処分をすることがある。

19.私物の管理

原則として会員各自で管理のこと。貴重品も会員本人が自ら行うこと。各自の管理の元で万一盗難があった場合に本スクールは一切その責を負わないものとする。保管期間は1カ月とする。

20.改正

本規約の改正及び変更は、本スクールの定めるところとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

21.附則

- 1)本規約に定めのない事項は、本スクールの定めるものとする。
- 2)入会登録料・会費等については、経済情勢の変動により変更する場合がある。

22.閉鎖

本スクールは次の事由により本スクールの施設の一部または全部を一時的に閉鎖することができる。尚、この場合の利用者に対する補償はしない。

- 1)台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障があるとき
- 2)施設改造又は補修工事実施のとき
- 3)法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき

23.規約の発行

本規約は 2025 年 4 月 1 日より適用する。

以上